

普通地方公共団体の支出方法に 災害時の立替払を加える見直し

110

神奈川県茅ヶ崎市



茅ヶ崎市広報キャラクター
えぼし麻呂・ミーナ

重点番号31：普通地方公共団体の支出方法に災害時の立替払を加える見直し（茅ヶ崎市）

1. 提案の概要

地方自治法の改正

地方公共団体の支出方法は、地方自治法第232条の5に限定列挙（資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替）されており、**災害時に立替払**ができないが、これを認めることで、**迅速かつ円滑な災害応急対策活動の実施**に資する。

立替払とは

緊急時等やむを得ない場合に、職員において一時経費を立て替え、その後立替払をした職員の請求に基づき、地方公共団体が当該職員を正当債権者として支出することをいう。

2. 提案の背景

地方公共団体の支出の方法

- ①資金前渡 ②概算払 ③前金払
④繰替払 ⑤隔地払 ⑥口座振替

に限定されている。

【参考】

地方自治法第232条の5（抜粋）

2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる。

(参考) 支出の方法の概要

支払方法	概要	民間企業にて相当する支出方法
①資金前渡	職員に概括的に経費の金額を交付して現金払いさせるもの	小口現金制度
②概算払	支払うべき債務金額の確定前に概算の金額で支払うもの	仮払い
③前金払	支払うべき債務金額の確定後に支払期限の到来前に支払うもの	着手金
④繰替払	歳入の徴収委託手数料を当該歳入金から充てるなど、それぞれの歳入金から一時繰り替えて支払うもの	なし
⑤隔地払	指定金融機関等に資金を交付し、支払いの手続きをさせることにより遠隔地の債権者に対し支払うもの	銀行振込
⑥口座振替払	債権者の希望により、債権者の有する金融機関の口座に口座振替の方法により支払うもの	なし

このほか、民間企業、大学法人、地方独立行政法人等では「立替払」が行われているが、地方公共団体では採用されていない

3. 発災時の支障事例

【事例1】東日本大震災の被災県の事例

(被災後の現金需要)

津波により庁舎が浸水し、財務システムが使用不可。地域も被災し、行政活動に必要なガソリン、消耗資材等の購入について、単価契約等にも関わらず、納入可能業者から緊急的現金購入を求められた

- 金融機関も被災したため、現金をすぐに用意できなかった
- ガソリンの購入、タクシーの借り上げが増加
- 職員の立替払に関する問い合わせが会計部署に多数寄せられた



(対応とその課題)

- 資金前渡として現金を用意したが、各合同庁舎への現金の配付に時間を要した
- 災害の規模、種類によっては事前の現金準備、資金前渡では対応できない場合もある

3. 発災時の支障事例

【事例2】平成25年台風18号時の被災市（近畿地方）の事例

（被災後の現金需要）

床下浸水等の被害に対応するため、消毒薬を購入する必要が生じたが、休日であったため、公金（現金）を用意できなかった

115



（対応とその課題）

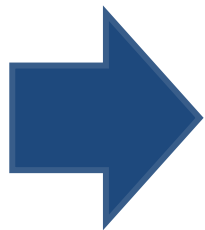
- 職員による立替払により対応したが、地方自治法に規定がないため、その後の会計事務に苦慮した
- 災害時の支出については、ある程度柔軟に対応できるようにしないと職員が委縮してしまい、災害対応に支障をきたすおそれがある

3. 発災時の支障事例

【事例1】東日本大震災の被災県の事例

【事例2】平成25年台風18号時の被災市（近畿地方）の事例

- 被災後の現金需要に対し、現行の支払規定では、災害に対する迅速な対応に支障となった
- の■緊急対応のための立替払がルール化されていないため、その後の会計処理に苦慮した



職員による立替払でその場を凌がざるを得ない状況となった

しかし、地方自治法第232条の5第2項により、普通地方公共団体の支出方法は、①資金前渡、②概算払、③前金払、④繰替払、⑤隔地払、⑥口座振替に限定されているため、**立替払をした職員への公金支出ができない。**

3. 発災時の支障事例

【事例3】今後の災害に備えて

(被災した場合の現金需要)

- 本市での防災訓練時に会計部署より災害時に公金を現金で支出する場合について、**金庫内に現金を保有していない**状況のため対応できない旨の報告があった
- 南海トラフ地震や首都直下地震などの切迫性が指摘される中、これらの地震による被害が想定されている本市にあっても具体的な災害応急対策を検討する上で、被災後の現金需要への対応が検討の支障となっている



(想定される対応とその課題)

- 対応①：資金前渡による対応**
 - 休日夜間は金融機関が対応できない
 - ニーズ元への配付に時間がかかる

3. 発災時の支障事例

【事例3】今後の災害に備えて

(想定される対応とその課題)

■対応②：立替払による対応

→地方自治法に抵触

→ルール化されておらず会計処理に課題がある

■対応③：災害に備え現金を事前に準備

→大災害は何十年と発生しないことも考えられる

→一括管理では配付に時間を要し、分散管理では管理リスクが発生

→用意すべき金額も災害の規模により変化

→金庫の鍵の管理者が被災して出勤できない場合も想定される等、
常時資金も万能ではない

118



いずれの対応でも課題が多い

4. 制度改正の検討経緯

■総務省にて、平成26年3月に「地方公共団体の財政制度の見直しに関する中間的な論点整理」がまとめられ、その中では、**立替払**による支出について、対象経費、限度額、要件等について**検討する必要がある**とされていた。

119



■しかし、平成27年12月に報告された「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」では、立替払については**記載がない**。

5. 課題の解決に向けた提案

地方自治法の改正

大規模災害に対し、迅速かつ円滑に対応するため、

120

地方自治法第232条の5第2項に限定
列挙されている普通地方公共団体の支出
方法に**災害時における立替払**を追加

6. 提案の効果

提案が実現することで、

迅速かつ円滑な災害応急対策活動の実施
につながることが期待される

121

具体的には・・・

- 避難所で不足する薬品や薬剤などの緊急的な物資ニーズに迅速に対応
- 災害対応でライフラインの復旧、安心安全な市民生活の維持に必要な資機材等を現場で調達することで、即時対応が可能
- 事業者からの現金購入の求めに対応可能
- その他、必要に迫られて行った立替払に対し、事前にルール化することで、その後の会計処理が円滑に

災害に係る住家の被害認定 基準運用指針における 混構造住家の判定方法の明確化

令和元年7月16日

苫小牧市

北海道胆振東部地震の概要

発生時刻	平成30年9月6日 午前3時7分
震源地	胆振地方中東部 (北緯42.7度、東経142.0度)
規模	マグニチュード6.7 (暫定値)
震源の深さ	37 km (暫定値)
苫小牧市の観測震度	5強
苫小牧市の人的被害	死者：2人 重傷：8人 軽傷：15人

※各数値は、平成30年北海道胆振東部地震に係る被害状況等について(内閣府)より抜粋

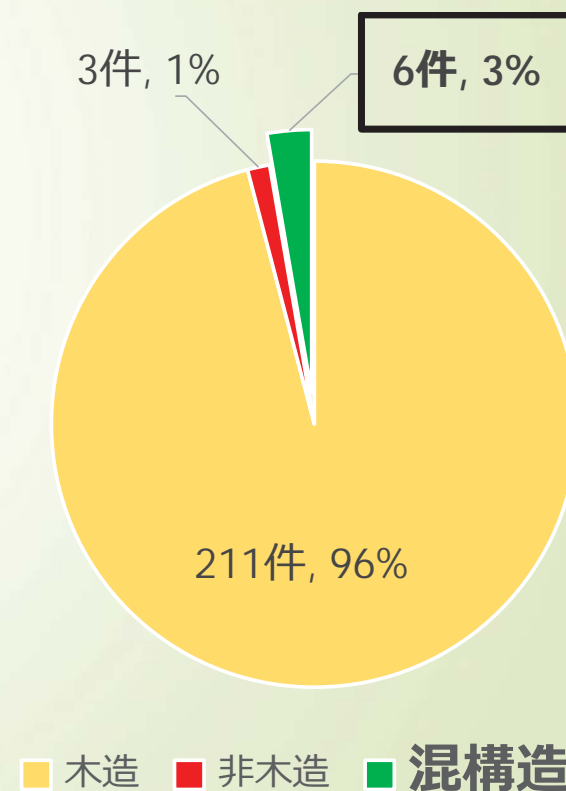
苫小牧市における北海道胆振東部地震に係る住家の被害認定状況

申請受付開始日	平成30年9月13日
被害認定件数	220件 (令和元年6月末現在)
“全壊”と認定した件数	0件 (0%)
“大規模半壊”と認定した件数	0件 (0%)
“半壊”と認定した件数	5件 (2.3%)
“半壊に至らない”と認定した件数	215件 (97.7%)

住家の構造種別

苫小牧市が実施した被害認定調査 住家 220 件の構造種別

- ・ 木造が大部分の 96% を占める
- ・ 非木造(鉄骨造・鉄筋コンクリート造) は全体の 1% を占める
- ・ 1階鉄筋コンクリート造、2階木造などの混構造は全体の 3% を占める



判定に要した日数

- ・ 受け付けた住家 220 件の平均調査日数 ➡ 5.6 日
※調査日数：現地調査日から事務担当課へ判定結果を
報告するまでの日数

- ・ “混構造”の住家に要した最大調査日数 ➡ 10日
※運用指針に具体的な判定方法が定められていないため、
苫小牧市としての方針を決定するまで日数を要した



“混構造”の住家は、通常より 4.4 日ほど日数を要した

災害に係る住家の被害認定基準運用指針

- ・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう作成されたもの
- ・災害種別(地震・水害等)ごとに構成されており、
 - ①木造・プレハブ
 - ②非木造(鉄骨造・鉄筋コンクリート造) に分類され、判定方法が整理されている



“混構造”の住家について定義されておらず、判定方法が不明確
判定方法は市町村の判断に委ねられ、どのように扱うか判断に苦慮している

“混構造”が定義されていないことによる支障

- ・ 公平な判定ができない

➡ { 全国共通のルールがないため、判定結果にバラつきが出る
罹災証明書の判定結果に影響する

- ・ 迅速な被災者支援に支障を来す

➡ { 混構造住家をどのように取り扱うか決定するのに時間を要する
被災者への罹災証明書の発行が遅くなる
市町村の業務負担が増大する



“混構造”の住家の判定方法について考え方を示すことが
必要と考える

提案内容

“混構造”の住家の判定方法について、
その考え方を示すことが必要ではないか

効果

- ・ 全国共通のルールが確立され公平な判定ができる
- ・ 迅速な被災者支援につながる